理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

１．（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第３１条第１項各号及び第２項に該当しない者であること

２．監事又は評議員を兼ねる者でないこと

３．理事のうちに、（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第３１条第４項各号に掲げる者が含まれていること

４．理事のうちに、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特　別利害関係を有する者が含まれていないこと

５．他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと

年　　月　　日

和歌山県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　学校法人○○

　　　　　　　　　　　　理　事　長　　　　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

※　１、３の括弧書きについては、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人のみ記載し、それ以外の法人については括弧書き部分を削除すること。

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。